

(ご質問)

2月24日付で全国銀行協会その他関係業界に、マイナンバー未提出でも手続自体は受け付けるといった柔軟な対応を求める通知を送付したとの報道がされている。この通知を示されたい。また「個人番号が未記載の場合に書類が受理できない」とされている書類について、柔軟な対応の扱いを説明されたい。

(回答)

当庁で発出した通知文は別添1のとおりです。

なお、本件通知文については、税法上、個人番号等の提供がないことのみをもって手続自体を制約する規定がない場合における取扱いを示したものであり、個人番号が未記載の場合に書類を受理できないとされている取引（別添2の各取引）について、柔軟な対応を求めるものではありません。

金 総 第 1380 号
平成 29 年 2 月 24 日
金融庁総務企画局政策課
監督局 ● ● 課

(各業界団体) 御中

個人番号・法人番号の提供が受けられない場合の取扱いについて

平素より金融行政に対して格別のご理解並びにご支援を賜り、厚く御礼を申しあげます。

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度の運用が開始したところですが、顧客が金融機関において、税法上マイナンバーや法人番号（以下「マイナンバー等」といいます。）を記載した届出書の提出等が必要とされる住所変更手続等を行おうとした際に、マイナンバー等の提出がないことを理由に当該手続を拒否されるという事例が生じているとの情報が複数寄せられております。

住所変更手続等においてマイナンバー等を記載した届出書の提出等が税法上必要とされている場合に、顧客からマイナンバー等の提供を受けることができなかつたときには、マイナンバー等の提供は法令で定められた義務であることを伝え提供を求めていただく必要があるものと考えられます。

しかしながら、法令上、マイナンバー等の提供がないことのみをもって手続自体を制約する規定がない場合には、金融機関が一律に当該住所変更手続等を拒否することは、顧客の利便性や金融機関における正確な顧客情報の把握等の観点からは、望ましくない場合もあるものと考えられます。

つきましては、当該住所変更手続等において顧客からマイナンバー等の提供を受けることができなかつた場合であっても、顧客の個々の事情に配慮して、例えば、再度の米店の際にマイナンバー等の提供を依頼するなどし、住所変更手続等そのものは受け付けるなど、柔軟な対応を行っていただきますよう、お願い致します。

なお、本件通知は、当庁において上記対応について国税庁に確認した上で発出するものです。

また、顧客からマイナンバー等の提供が受けられない場合の一般的な取扱いにつきましては、全銀協において国税庁に確認の上で作成した全銀協通達「番

号制度導入に係る国税関係手続の対応に関する国税庁への確認事項等と考え方について（第4版）」（平成28年3月1日付事会第20号）の「1. 各調書等共通の確認事項等」の項目「7」の「考え方」（別添）において、国税庁の考え方が示されておりますので、当該記載の趣旨を踏まえた上で、各協会団体・担当者様におかれましては、傘下金融機関に対して改めてご周知いただきますよう、お願い致します。

本件に関するお問合せ先
金融庁総務企画局政策課
監督局●●課
03-3506-6000（2990, 3821）

○全国銀行協会通達「番号制度導入に係る国税関係手続の対応に関する国税庁への確認事項等考え方について（第4版）」（平成28年3月1日付事会第20号）（抜粋）

確認事項等	考え方
<p>番号取得の対象取引に当たって、顧客が番号の提供を拒んだ場合については、内閣官房「よくある質問（FAQ）」4-2-5 やガイドラインQ&A17-6において「社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。」とされているが、このような顧客に対して、次のように何らかの<u>取引上の制約を設けることを認める税法の規定は存在しないという理解でよいか。</u></p> <p>また、そのような規定が存在しない場合、<u>顧客から番号を取得がない中で、取引を成立させたとしても、銀行に罰則等が課されることはないという理解で良いか。</u></p>	<p><u>個人番号の提供がないことをもって、取引を制約するということは現在の税法には規定されていません。</u></p> <p><u>また、番号を取得しないことによる銀行への罰則規定も存在しません。</u></p> <p>ただし、障害者等の少額預金の利子所得の非課税制度及び少額投資非課税制度（NISA）など、個人番号の告知がその制度の適用要件となっているような取引においては、個人番号の提供を受けられない場合は、当該制度を適用することはできません。</p>
<p>【既存顧客】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号の提供がない場合には「利払いを止める」、「非課税ではなく課税扱いとする」等。 	
<p>【新規顧客】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号の提供がない場合には「取引を謝絶する」。 	

個人番号が未記載の場合に書類を受理できないと定められている書類の一覧

- 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号が未記載の場合には受理することができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

1. 特定口座の開設

- ・特定口座開設届出書

2. 非課税口座の開設等（NISA）

- ・非課税適用確認書の交付申請書
- ・非課税口座開設届出書

3. 未成年者口座の開設等（ジュニアNISA）

- ・未成年者非課税適用確認書の交付申請書
- ・未成年者口座開設届出書

4. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）

- ・非課税貯蓄申告書
- ・非課税貯蓄限度額変更申告書

5. 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）

- ・特別非課税貯蓄申告書
- ・特別非課税貯蓄限度額変更申告書

- 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号を記載の上、提出させた後でなければ、支払をすることができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

- ・利子等の告知書

※無記名公社債等の利子等の支払を受ける場合に提出しなければならないとされている。